

議案第 102号

西脇多可行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の設置に関する事務を新たに共同処理することに伴い、西脇多可行政事務組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月 1 日

西脇市長 片 山 象 三

西脇多可行政事務組合規約の一部を改正する規約

西脇多可行政事務組合規約（昭和55年西脇市多可郡消防事務組合規約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の設置に関する
と。

第15条第2項中「別表第1又は別表第2」を「別表第1、別表第2
又は別表第3」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第15条関係）

区分	負担の方法
第3条第6号に掲げる事務に要する経費	均等割2、人口割8のあん分で算定して得た額を関係市町がそれぞれ負担する。

備考 「人口割」の算定基礎は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳に記録されている関係市町の人口による。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。